

原告4名の仲間と掴んだ勝利



▲ 東京高等裁判所前にて原告4名と仲間たち

控訴審の争点

今回の控訴審の争点は

- ① 会社による組織的な脱退勧奨の事実の認定
- ② 原告4名の主張に対する事実認定及び評価の誤り

の2点でした。しかし、残念ながら多くの証拠があったにも関わらず、会社による組織的な脱退勧奨の事実は「証拠が不十分」として認められませんでした。

4年4ヶ月のたたかいに区切り

4月27日、控訴審判決を踏まえた「全地本代表者会議」において、原告4名の仲間から「自分たちは勝利した」「4年4ヶ月のたたかいをやりきった」「控訴審判決を節目に区切りを付けていく」「新たなたたかいに踏み出すときだ」と述べられました。

私たち輸送サービス労組は、原告4名の仲間の意向を受け「労組脱退パワハラ訴訟」の『勝利』を全組合員で確認し、私たち輸送サービス労組にかけられている「労組ハラスメント」「不法行為」や「JR東日本八王子駅パンフ配布処分事件」、そして「ジェイアールバス関東不当労働行為事件」、水戸・東京・八王子地本の「第三者機関を活用した不当労働行為救済申立てを最後までたたかひ抜くことと、「労組脱退パワハラ訴訟」のたたかいに区切りを付け、最高裁へは上告せず、新

たなたたかひへ踏み出すことを確認しました。

訴訟までの経緯

本来、会社による不当労働行為に対しては、労働組合が労働委員会へ不当労働行為救済申立てを行い、組合員の利益と団結を守るべきです。しかし、輸送サービス労組結成以前の当時、労働者として不当労働行為救済申立てを剥奪された私たちは、事実の救済のためには個人訴訟の道しか残されていませんでした。そのため、2019年12月26日に原告4名の仲間が立ち上がり、JR東日本会社の「労組脱退パワハラ」の損害に対する賠償を求め、東京地裁へ提訴しました。

そして、2023年8月10日に第一審判決で「不当労働行為・不法行為があった事実」や2018年の春闘時期にいくつかの職場で「脱退勧奨が行われた可能性が高い」と認定させていただきました。

連帯・支えてくださった皆さんへ

長きにわたり支えてくださった組合員、ご家族の皆さん、連帯する会、関係するすべての仲間の皆さんのご支援・ご協力に心から感謝を申し上げます。私たち輸送サービス労組は原告4名の仲間と共に「あつたことなかつたことにはできない」との決意で、たたかいを切り拓いてきました。そして、これからも「あらゆる不条理」に対し、堂々と声を上げ、たたかっていきます。そのために、原告4名の仲間が切り拓いた新たな地平へ「すべての仲間」と踏み出し『組織強化・拡大』を通じ、健全なJR東日本・グループ会社を再構築するため立ち上がりましょう！

2024年4月24日、東京高裁において「労組脱退パワハラ訴訟」の判決が言い渡されました。その判決は「本件各控訴をいづれも棄却する」とされ、第一審判決の『JR東日本での「脱退勧奨の不当労働行為」』の認定と、損害賠償請求を一部認める『勝利判決』を堅持するものでした。